

創立期の英吉利法律学校では、「英米法学者相集マリテ英米法律ノ全科ヲ教授シ、其書籍ヲ著述シ、其法律書庫ヲ設立スルノ目的」を達成するため、英米法律書籍の収集・出版に全力を傾けていた。

法律書籍の充実は、同校教育課程の根幹をなすだけでなく、広く社会一般に英米法を普及させるといふ創立者たちの理想を実現させるために不可欠な仕事でもあったからである。

一八八五（明治十八）年七月十一日の設立認可直後、郵便報知新聞に掲載された「英吉利法律学校設置広告」（同月三十日）を見ると、法律書籍の充実を目指す同校の姿勢を象徴する二つの制度が公表されている。

第一は、「校内ニ法律書庫ヲ設ケ講師及ヒ卒業生徒ニ縦覧ヲ許ス」と規定された図書館の設置である。この図書館制度は、八七年三月の学則において「書庫規則」として制度化され、翌八八年八月段階には蔵書数

二、一五〇冊を数えている。

これらの蔵書は、基本的には書店を通じて購入されていたが、八六年六月に第二科（原書科）が新設されると、法律原書の必要性が高まり、購入以外の方策も講じられている。

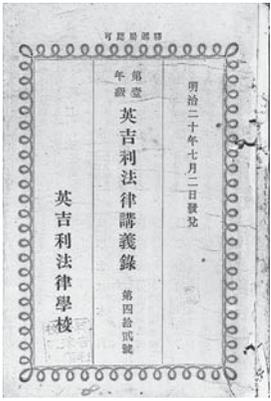
たとえば、当時の学校幹事であった渡辺安積が残した『備忘録』をみると、英吉利法律学校は帝国大学（現東京大学）より法律原書を借用し、それを国文社等の書店から翻刻させているのである。また、同『備忘録』からは、両校が所蔵している書籍を交換するなど、原書を融通し合っていた様子もうかがえ、法律書籍の充実に悪戦苦闘する渡辺幹事の活動を知ることができる。

第二の制度は、「講義ハ盡ク之ヲ筆記シテ印刷シ、相当ノ代価ヲ以テ諸生徒ニ頒ツ」と定められた講義録の出版である。講義内容を順次刊行していく方式は、三菱系の明治義塾法律学校で実施されていたのが最初である

が、同校は経営不振で廃校となり、その校地・校舎を購入した増島六一郎が中心となって英吉利法律学校が設立される。

増島は、高橋一勝らとともに明治義塾の講義録方式を発案したメンバーでもあり、英吉利法律学校の講義録は、明治義塾方式を継承したものと考えられる。

また、増島以下の創立者たちは、日本語による法学教育を英米法普及の前提条件と位置づけており、日本語で記述された講義録の出版は、英吉利法律学校の法学教育を特徴づける制度として、重要な役割を担っていくのである。



創立期の講義録

ところで、講義録方式と同時に、英吉利法律学校では校外生制度を設置している。校外生制度とは、現在の通信教育課程にあたる制度であるが、その教育課程の中心はやはり講義

録方式であった。

前掲の「設置広告」は、「遠隔ノ地方ニ在リ又ハ業務ノ為メ參校シテ親シク講義ヲ聴ク能ハサル者」を校外生とし、「毎月一回講義筆記ノ印刷ヲ配布」することを定めており、これらの諸制度を八七年三月の学則へと編成した渡辺幹事は、講義録の出版部数を当初七〇〇部と想定していた。

しかし、講義録配布による通信教育は世間の好評を博すこととなり、同校の学生数は、八七年段階で校内生六三一人、校外生一、一〇七人へと急増し、その後も増加の一途をたどっていく。さらには、英吉利法律学校の盛況に呼応して、和仏法律学校（現法政大学）や明治法律学校（現明治大学）などでも同様の通信教育が開始されるようになる。講義録方式は私立法律学校の一般的な教育法となっていくのである。

不平等条約改正を目指して諸法典の整備が進められたこの当時、法律原書を収集・公開する一方で日本語による法学教育を重視した英吉利法律学校の教育課程は、学生数の増加という反響とともに、社会に受け入れられていったのである。